

年金積立金管理運用独立行政法人の 組織・業務全般の見直し当初案について

平成26年8月26日（火）

年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の概要

○ 事業の概要

厚生労働大臣から寄託を受けた年金積立金の管理・運用等
運用資産額:約127兆円
(平成26年3月末)

○ 役職員

理事長、理事1名、監事2名、
職員75名(平成26年4月1日現在)

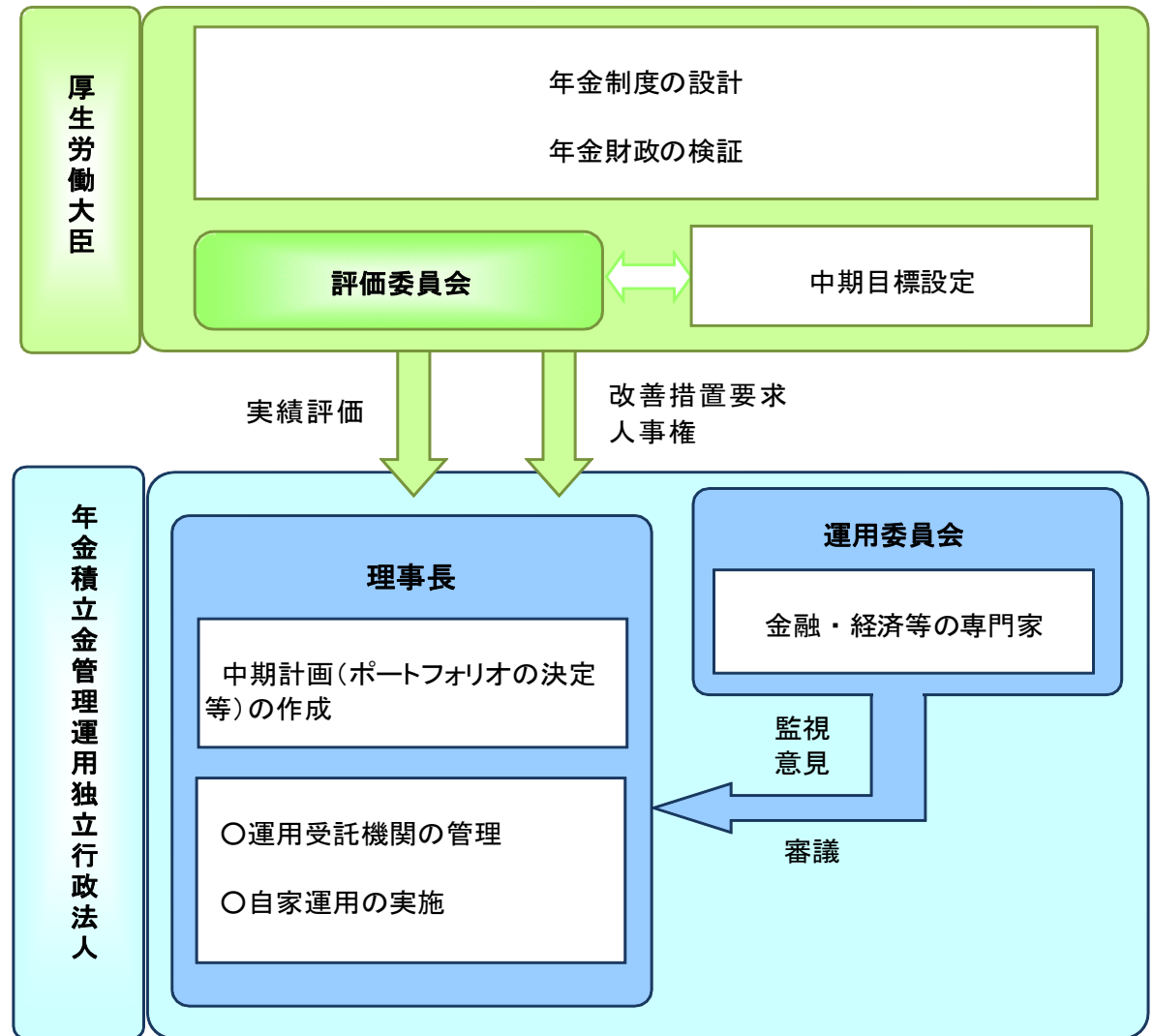
○ 設立年月日

平成18年4月1日

○ 運用方法

民間運用機関(信託銀行及び投資顧問会社)に運用を委託しているほか、国内債券・外国債券の一部を自家運用している。

【管理運用法人に対するガバナンスの仕組みの概要】



事務及び事業の見直し当初案

事務・事業の見直しの方針

年金積立金管理運用独立行政法人は、厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的としており、次期中期目標期間においても、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即し、必要な取り組みを行う必要がある。

具体的な取り組み内容としては、「年金財政における経済前提と積立金運用の在り方に関する専門委員会」における検討結果の報告（平成26年3月12日。以下「専門委員会の報告」という。）、「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定。以下、「改訂版再興戦略」という。）において、所要の対応が求められていることから、下記に示した措置を行うこととしている。

事務・事業の見直しに係る具体的措置

- 基本ポートフォリオの見直し及び機動的な対応
 - ・ デフレからの脱却、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即し、基本ポートフォリオは、平成26年財政検証を踏まえその見直しを実施するとともに、必要に応じて、中期目標期間中であっても機動的に行う。
 - ・ 従来からGPIFで実施しているリスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、リスク管理体制の一層の高度化を図る。
 - ・ 被用者年金一元化法の施行に伴い、モデルポートフォリオを参酌し、基本ポートフォリオを定めることとする。
- 専門性を活かした運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理
 - ・ 運用対象の多様化等については、被保険者の利益に資することを前提に、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえ、年金資金運用の観点から継続的に検討を行う。
 - ・ 受け入れを表明した日本版スチュワードシップ・コードを踏まえた対応を通じて、被保険者のために中長期的な投資リターンの拡大を図り、年金制度の運営の安定に貢献する。
- 調査・分析等の拡充

経済環境や市場を的確に把握したポートフォリオ管理を実施するため、経済情勢等の調査・分析等の調査能力を向上させる。併せて、国内外の最先端の運用手法等に関する情報収集能力を向上させる。

組織の見直し当初案

○組織体制の整備

○支部・事業所等の見直し

○専門人材の確保等による職員体制の強化

見直しの方針

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定。以下、「基本的方針」という。)や、改訂版再興戦略において、ガバナンス体制の強化が求められていることから、必要な組織体制の整備を行う必要がある。

基本的方針や、改訂版再興戦略を踏まえ、今後、高度なリスク管理が可能となる専門的な人材の採用等を行っていくこととしているが、現在の事務所では手狭な状況にあること等から移転を検討する。

基本的方針や、改訂版再興戦略において法人の体制強化が求められていることから必要な見直しを行う。



具体的措置

運用委員会の機能強化等、ガバナンス体制の強化のため所要の見直しを行う。

主たる事務所の所在地を引き続き東京都とし、具体的な事務所については、高度で専門的な人材の確保等を踏まえて検討する。

職員数や給与水準の弾力化を行うため報酬体系の見直し等所要の対応を行い、高度で専門的な人材を確保するなど職員体制の強化を図る。

運営の効率化及び財務内容の改善に係る当初案

運営の効率化

○業務運営体制の整備

基本的方針や、専門委員会の報告、改訂版再興戦略を踏まえ、高度で専門的な人材の確保並びにシステムの機能拡充及び、それに伴う維持管理等、必要な体制の整備を行う必要がある。

見直しの方針



高度で専門的な人材確保ができるよう、職員数や給与水準の弾力化等を図るとともに、運用の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、運用高度化のための基盤整備及び強化を図る。

具体的措置

財務内容の改善

○随意契約の見直し

一般競争入札等への移行を促進し、契約に係る透明性、公平性の確保を図る必要がある。



- ① 契約監視委員会等における競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施する。
- ② 企画競争で調達している案件について、総合評価方式による一般競争入札に移行が可能か検討する。
- ③ 一者応札・一者応募の改善策として、公告期間の確保、仕様書の明瞭化、入札参加資格の緩和、その他参加者への配慮等を実施する。

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

5. 立地競争力の更なる強化

5-2 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

(3) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 公的・準公的資金の運用等の見直し

GPIFをはじめとする公的・準公的資金の運用等の在り方については、引き続き、有識者会議の提言を踏まえ、各資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。

GPIFの基本ポートフォリオについては、本年6月に公表された「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成26年財政検証結果—」を踏まえ、デフレからの脱却、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即し、年金財政の長期的な健全性を確保するために、適切な見直しをできるだけ速やかに実施するとともに、GPIFは、受入れを表明した日本版スチュワードシップ・コードを踏まえた対応を速やかに実施する(※)。

また、基本ポートフォリオ見直しとあわせ、ガバナンス体制の強化を図る必要があり、まずはフォーワードルッキングな観点からリスク管理体制の再構築等を行うことで、より機動的な運用を目指す。さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」に基づき、運用委員会について、複数の常勤委員を配置し、資金運用の重要な方針等について実質的に決定できる体制の整備や、報酬の見直し等による高度で専門的な人材の確保等の取組を速やかに進めるとともに、資金運用の観点から行われた有識者会議の提言を踏まえ、厚生労働省において、当該資金の規模・性格に即して、長期的な健全性の確保に留意しつつ、主たる事務所の所在に関することに加え、年金制度、法人の組織論等の観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど必要な施策の取組を加速すべく所要の対応を行う。

※運用の改革は、専ら被保険者の利益のために行うものである。こうした運用が結果的に成長への投資、ひいては日本経済に貢献し、経済の好循環実現にもつながる。

【各法人部分】

【年金積立金管理運用独立行政法人】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 運用委員会について、複数の常勤委員を配置し、資金運用の重要な方針等について実質的に決定できる体制を整備する。
- 高度で専門的な人材確保ができるよう、職員数や給与水準の弾力化に加え、任期制・年俸制の導入を検討する。
- なお、資金運用の観点から行う公的・準公的資金の運用の見直しやリスク管理体制等のガバナンスの見直し等に係る有識者会議の提言については、それを踏まえ、今後厚生労働省において、当該資金の規模・性格に即して、長期的な健全性の確保に留意しつつ、主たる事務所の所在に関することも含め必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。

運用目標等の示し方

年金財政上必要な運用利回りを最小限のリスクで確保し、確たる根拠がある場合は、一定のアクティブリスクも許容

【運用利回りの示し方等について】

- 賃金上昇率を上回る運用利回り(α)のみを数値で設定するよう運用目標の示し方を変更(名目運用利回りは数値を示さない)
- 収益最大化の努力が年金財政の強化に貢献するとの考え方に立ち、確たる根拠のある場合のアクティブ運用について、たゆまぬ検討をGPIFに要請
- ※ 今回の財政検証では複数のケースを幅広く示すことから、具体的な運用利回りの示し方としては、年金積立金運用において財政検証上想定された各ケースにおいて必要とされる実質的な運用利回り(α)に十分対応するという観点から、ケースEの実質的な運用利回り(α)の中央値1.7%(経済再生ケースでTFP上昇率をもっとも低位のケース)とするのが妥当

【リスクの示し方等について】

- リスクについての考え方を明示
 - ・ 全額国内債券運用でも年金給付の伸びである名目賃金上昇率を下回り得る。下振れリスクが、全額国債運用の下振れリスクを上回らないようポートフォリオを策定
 - ・ 予定された年金給付の減少につながる年金財政上の予定積立金を下回る確率や損失額(下回る額)についても、一定のモデルを用いたリスク計測やシナリオ分析などを実施

ポートフォリオの在り方

- ポートフォリオは、年金資金の性格に照らし、長期的な観点から設定
ただし、ポートフォリオの機動的な見直しを行うとともに、経済環境や市場環境の変化が激しい最近の傾向を踏まえ、乖離許容幅の中で機動的な運用ができるよう明示

運用手法等

- 運用目的・目標等に沿った具体的な運用手法等については、資金運用について一般に認められた知見に基づき、基本的にはGPIFに検討を委ねる
 - ・ このため、予め「国内債券中心」や「パッシブ運用中心」は示さず、GPIFにおいて検討
 - ・ 他事考慮せず専ら被保険者のために行う運用が、結果的に日本経済等に貢献するとの考え方。この考え方に則し、企業収益に着目したインデックスやESG等非財務情報に着目した運用の是非についても、GPIFにおいて検討
 - ・ 議決権行使についても、「民間活動に与える影響に留意しつつ」運用するという法規定に則しつつ、機関投資家一般の行動原則として検討されているステewardシップコードを踏まえた対応を、GPIFにおいて検討

＜被用者年金一元化と積立金運用＞

- ◇ 被用者年金一元化法の成立により、厚生年金の共通財源となる積立金の運用について、共通の基本指針等に基づきポートフォリオ等を策定することとなる。
 - ① 厚生年金の共通財源となる積立金（1階、2階部分）の運用について、厚労大臣、財務大臣、総務大臣、文科大臣が共同で基本指針を策定。
 - ② この基本指針に適合するよう、GPIF、国共連、地共連、私学事業団が、各運用主体のポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき資産構成の目標（モデルポートフォリオ）を策定。
 - ③ GPIF、国共連、地共連、私学事業団は、基本指針に適合するように、かつモデルポートフォリオに即して、個別の管理運用方針（ポートフォリオを含む。）を作成し、各所管大臣の承認を得る。
- ◇ 平成27年10月の被用者年金一元化施行に向け、「積立金基本指針に関する検討会」（座長米澤康博早稲田大学教授）において、基本指針で定める具体的事項についての検討を行い、平成26年3月31日に報告書を取りまとめ。
- ◇ この報告書に基づき、積立金基本指針を制定（公布日：平成26年7月3日）